

第1部 私が3回目で上位合格できた理由

1. 経歴

幼稚園から中学卒業まで 機器体操

高校3年間 新体操（長崎インターハイ個人総合5位）

2004年4月 青山学院大学法学部 入学（スポーツ自己推薦）

2006年3月 伊藤塾に入塾し、司法試験の勉強を開始

2008年3月 青山学院大学法学部 卒業

2008年8月 慶應義塾大学大学法科大学院既修合格、中央大学法科大学院既修合格

2009年4月 慶應義塾大学法科大学院既修 入学

2011年3月 慶應義塾大学法科大学院既修 卒業

2. 司法試験の成績

2011年（受験1回目） 短答 **221点** 4652位／受験者8765人

論文 350点 2600位／受験者8765人

・公法系 **66点**

・民事系 156点

・刑事系 **76点**

・労働法 51点

2012年（受験2回目） 短答 270点 912位／受験者8387人

論文 346点 2900位／受験者8387人

・公法系 **74点**

・民事系 **120点**、

・刑事系 103点

・労働法 48点

2013年（受け控え）

2014年（受験3回目） 短答270点 612位／受験者8015人

論文523点 **36位**／受験者8015人

・公法系 **133点**（100位）

・民事系 **186点**（200位）

・刑事系127点（160位）

・労働法**77.6点**（1位／受験者2466人）

3. 敗因分析

（1）1回目の敗因

- ① 分厚い基本書や調査官解説を読んでヤマをはる勉強をしていたため、身につけた知識を披露したいという欲に駆られて、問題文との会話ができなくなる
- ② 司法試験論文の過去問の分析・検討を一切していなかったため、答案の書き方がまったく身につけていなかった

（2）2年目の敗因

- ①「あと少し勉強すれば合格できる」という過信による勉強不足
- ② 過去問の分析・検討をしなかった

(3) 3年目で受け控えた理由

- ① 勉強不足と、司法試験に対する認識の甘さ
- ② 知識量・思考力の低下

4. 4年目での上位合格

① 過去問の分析・検討

本試験ではどのような知識がどのような角度から聞かれるのかを把握する。

② 過去問を使った答案練習

- ・①で習得したことを意識しつつ、時間内に書ききることを一番の目標にして答案練習を行った。
- ・2回目以降の過去問では所要時間を100分に設定する。また、答案構成の段階で設問ごとの頁数を決め、実際の論述が予定頁数を超えた場合には、どこをどう削ればいいのかまですべて検討した。

③ 時間の経過による知識量・思考力の低下の意識

時間の経過とともに知識量・思考力・瞬発力などが低下する(低下している)という現実と向き合き、それを勉強に反映した。

④ 結局は自分で地道な努力をするしかない

正しい情報はありふれている。それでも落ちる人は落ちる。自分の地道な努力で、合格者のテクニックを自分の血肉にしなければならない。

⑤ 明確かつ高い目標意識をもつ

高い目標を具体的かつ明確なものとして設定すると、日頃の勉強に対する姿勢が変わってくる。

第2部 答案の書き方

1. 憲法

(1) 最低合格ライン

- ① 言い分方式を守る
- ② 途中答案は絶対にダメ
- ③ 誘導から大きく逸脱しない
- ④ 法令違憲と適用違憲とで取り上げる事実を区別する
- ⑤ 事実の引用・評価

(2) 科目特性

- ① 事実の引用・評価それ自体に点がある
- ② それなりの文量が必要
- ③ なんとか題意に食らいつこうとする愚直な姿勢が評価される一方で、肩を透かすような論述や、題意から大きく逸脱した論述は採点者の逆鱗に触れる

(3) 上位答案の要素

- ① 元ネタになっている判例に気がつき、そのうえで、判例を軸にした争点形成を行い、原告・反論・私見を組み立てる
- ② どの事実をどのように評価してほしいのかという題意に沿った論述
- ③ 論述の振り分けがうまい
- ④ それなりの文量が必要

2. 行政法

(1) 最低合格ライン

- ① 処分性・原告適格・行政裁量といった頻出分野を死守
- ② 誘導に食らいつく
- ③ 個別法に食らいつく

(2) 科目特性

- ① 途中答案でも即死にならない
- ② 知識がないと書けない
- ③ 細かい知識は不要
- ④ 毎年のように裁量が出題される

(3) 上位答案の要素

- ① 判例・学説の知識
- ② みんなが解けない設問で筋の通った論述
- ③ 設問・誘導を落とさない工夫
- ④ 処分性・原告適格・裁量といった頻出・基本の問題については、書き方をマスターする

3. 民法

(1) 最低合格ライン

- ① 訴訟物の選択を誤らない
- ② 法律要件は全部検討が原則
- ③ 条文操作を誤らない

(2) 科目特性

- ①判例の知識なくとも乗り切れる
- ②要件事実は問題研究レベルで十分
- ③文量は少ない。

(3) 答案のポイント

- ①毎年のように、債務不履行・不当利得・不法行為が出題される
- ②言い分方式の問題は、要件事実でなく、実体法上の要件に従って各論述を組立てる。
- ③設問1で書きすぎない
- ④「法律上の意義」と「どのような主張する必要があるか」という設問を区別する。「法律上の意義」は、基本的には、実体法上の意味と訴訟法上の意味の双方を含意するものとして用いられている
- ⑤設問3もしっかりと書く
- ⑥言い分方式の問題での論述方法の工夫
- ⑦当たり前すぎる原則論が問われていることもある

4. 会社法

(1) 最低合格ライン

- ①論理矛盾をしない。設問ごとの論理的一貫性も大事
- ②条文操作を間違えない
- ③損害について自分なりに構わないからしっかりと認定する

(2) 科目特性

- ①言い分方式を守らなくても即死ではない
- ②途中答案で不十分で浮く
- ③結論自体で点は左右されない

(3) 上位答案の要素

- ①論理的一貫性
- ②認定そのもので点差は付かない。自分の認定を前提にして論理的一貫性を保った論述をすることが大事
- ③設問1で書きすぎない
- ④知識が必要
- ⑤特別利害関係株主の論点に気がつく

5. 民事訴訟法

(1) 科目特性

- ①判例の「知識」も必要
- ②文量は少ない。

(2) ポイント

- ①判例評釈の問題では、いきなり判例を引用するのではなく、判例に関係する原理・原則を論じたうえで、当該判例をその原理・原則との関係で的確に位置づけたうえで評釈する。判例評釈の問題には、大別して、(ア)判旨そのものから理論を抽出するパターンと、(イ)講学上の原理・原則との関係で判例を的確に位置づけた上で、判例と本件の事案の違いを軸にして判例を評釈するパターンの2つがあるが、ほとんどは(イ)のパターンである。

- ② 弁論主義では、既存論点が問われるのではなく、主張立証責任の所在、主要事実・間接事実・補助事実の区別、主要事実のとらえ方が問われる。
- ③ 原理・原則は、設問の解答に必要な限度で論じる。
- ④ 要件事実は、具体的事実として摘示する。
- ⑤ 既判力の縮減・拡張が頻出。

6. 刑法

(1) 検察起案との違い

司法試験は検察官登用試験ではない。つまり、司法試験の答案＝「検察の終局処分に至る思考過程」（検察起案）ではない。争いのない構成要件要素については、簡潔に論じれば足りる。

(2) 項目立て

構成要件ごとの項目立てまでは不要だが、罪名ごとの項目立ては必要。

ex 1. 1. 窃盗罪

甲が～した行為について、窃盗罪が成立するか

違法性阻却事由が問題となる事案であれば、構成要件・違法性ごとに項目立てすべき

ex 2. 1. 傷害罪

甲が～した行為について、傷害罪が成立するか。

(1) 構成要件

(2) 違法性

(3) したがって、傷害罪が成立する（しない）

(2) 論述のメリハリ

すべての構成要件について、「条文」⇒規範⇒あてはめという形式で論じる必要はない。

7. 刑事訴訟法

(1) 捜査

- ① 規範定立まではできるだけ短く
- ② 判例の射程はあまり意識しなくていい
- ③ 事実の引用・評価
- ④ 必要性・相当性を常に意識する

(2) 伝聞法則

- ① おきまりの論証はできるだけコンパクトに
- ② 立証趣旨から要証事実を導く。立証趣旨が最終的な立証命題を指している場合もあれば、要証事実そのものを指している場合もある
- ③ 会話の「存在」と「内容」を分けない
- ④ 会話を証拠として用いる場合、会話主体ごとに伝聞証拠該当性・伝聞例外該当性を検討してはならない
- ⑤ 実況見分調書が出てきたら、まずは書面全体の性質から